



# きりん通信No.68

発行:きりん人事労務管理事務所  
 〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63  
 SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905  
 TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394  
 URL : <http://www.sr-kirin.jp/> e-mail : kirin@sr-kirin.jp



**経営情報**

## 打倒コロナ！ 攻めの補助金 事業再構築補助金

第3次補正予算の中で特に目を引くのが、1兆円超の巨額予算が投じられる「中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)」。これまでのコロナ対策関連の補助金等は、主に事業の継続や雇用の維持を目的としたものでしたが、今回はこれらとは違い、次へ進むための補助金です。変化に対応し思い切った挑戦を試みる企業を、力強く後押ししてきます。

**補助金は1社あたり100万円から1億円**

| 補助額と補助率 |            | 補助額           | 補助率               |
|---------|------------|---------------|-------------------|
| 中小企業    | 通常枠        | 100万円～6,000万円 | 2/3               |
|         | 卒業枠        | 6,000万円超～1億円  | 2/3               |
| 中堅企業    | 通常枠        | 100万円～8,000万円 | 1/2 (4,000万超は1/3) |
|         | グローバルV字回復枠 | 8,000万円超～1億円  | 1/2               |

●補助額と補助率

まずは通常枠が、そして無事ステップアップを果たした事業者には、卒業枠やグローバルV字回復枠が用意されています。

●対象となる中小企業等

対象は、①コロナで売上が減少し、②事業計画を立てて取り組み、③一定の目標を達成する中小企業等。小規模事業者や個人事業主も対象です。

●認定経営革新等支援機関や金融機関と一体となって事業計画を作成することが要件

※ このほか、緊急事態宣言特別枠もあります。

●認定経営革新等支援機関とは、平たくいうと「経営革新を支援します」と国に登録をしている機関です。私が自社の補助金を申請するときは、川口商工会議所をお願いしていました。費用は掛かりません。そのほか、税理士事務所や、地元の信用金庫なども、認定を受けている機関は沢山あります。

きりん事務所は現在、労務管理支援に力を注いでおりますが、昨年設立した株式会社きりんでは、「経営革新支援」の分野をサポートしていきたいと考えていますが、現状認定の具体的な時期は検討中です。

●活用事例の紹介

|     |        |                                 |     |       |                                     |
|-----|--------|---------------------------------|-----|-------|-------------------------------------|
| 運輸業 | タクシー事業 | 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得して宅配サービスを開始 | 飲食業 | 居酒屋経営 | オンライン専用の注文サービスを新たに開始                |
|     |        |                                 |     | 喫茶店経営 | 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼菓子のテイクアウト販売を実施 |

**経営情報**

## やっぱり気になる隣の給与 2020年度決定初任給調査結果

2019年以前は、人手不足の状態が続き、新卒採用が増え、初任給も増加する傾向にありましたが、2020年以降は雇用環境は激変しました。2020年度初任給調査結果をご紹介します。



2020年度の初任給は、職種やコースによる格差がない企業の場合、大卒209,014円、高卒169,687円でした。総合職と一般職など初任給に格差がある場合の最高額は大卒217,752円、高卒では181,527円となりました。

※詳細な情報が必要な場合はご連絡頂ければ詳細データをお送り致します。  
 ※右図は格差なしの一覧です。

|                 |                |             |
|-----------------|----------------|-------------|
| 大学院卒 博士         | 232,623        | 0.57        |
| 大学院卒 修士         | 225,959        | 0.61        |
| <b>大学卒 (一律)</b> | <b>209,014</b> | <b>0.50</b> |
| 大学卒 (格差あり) 最高額  | 217,752        | 0.80        |
| 大学卒 (格差あり) 最低額  | 197,449        | 0.97        |
| 短大卒 事務          | 183,308        | 0.69        |
| 高専卒 技術          | 191,943        | 0.95        |
| <b>高校卒 (一律)</b> | <b>169,687</b> | <b>0.71</b> |
| 高校卒 (格差あり) 最高額  | 181,527        | 1.06        |
| 高校卒 (格差あり) 最低額  | 168,287        | 1.08        |
| 専修・専門技術学校卒 2年修了 | 186,490        | 1.00        |
| 専修・専門技術学校卒 3年修了 | 189,916        | 0.57        |

改正 4月施行

## 70歳までの就業機会確保 努力義務化がスタート 定年延長助成金額 決定

就業規則に規定された定年年齢を延長し、実際に恩恵を受ける高齢者がいる企業に支給される助成金があります。3月号でオフレコ情報として金額が変わることをお伝えしておりました。

●令和3年度 65歳超雇用推進助成金支給額

### 高齢者就業



【 A. 65歳以上への定年の引上げ、B. 定年の定め廃止】

| 措置内容<br>60歳以上<br>被保険者数 | 65歳  | 66～69歳に引上げ |        | 定年の引上げ（70歳以上）<br>又は<br>定年の定め廃止 |
|------------------------|------|------------|--------|--------------------------------|
|                        |      | <5歳未満>     | <5歳以上> |                                |
| 10人未満                  | 25万円 | 30万円       | 85万円   | 120万円                          |
| 10人以上                  | 30万円 | 35万円       | 105万円  | 160万円                          |

【 C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

【 D. 他社による継続雇用制度の導入※1】

| 措置内容<br>60歳以上<br>被保険者数 | 66～69歳まで |      | 70歳以上 | 支給上限額 | 66～69歳まで |      | 70歳以上 |
|------------------------|----------|------|-------|-------|----------|------|-------|
|                        | <4歳未満>   | <4歳> |       |       | <4歳未満>   | <4歳> |       |
| 10人未満                  | 15万円     | 40万円 | 80万円  | 5万円   | 10万円     | 15万円 |       |
| 10人以上                  | 20万円     | 60万円 | 100万円 |       |          |      |       |

### 重大判例

## 部下の過労死で重過失 会社と取締役にも2,355万円の賠償命



遺族が脳出血による死亡は長時間労働が原因と訴えた事案で、東京高等裁判所は会社と取締役にも2,355万円の賠償金支払いを命じました。

営業技術係長だった従業員は、自宅トイレ内で倒れ、搬送先の病院で死亡しました。発症1カ月前の時間外労働は月85時間、2カ月前は月111時間など、残業が続く中での脳疾患死です。

争点は、会社の安全配慮義務違反のほか、**取締役の賠償責任**です。会社法429条1項では、「役員は、重過失によって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」と定めています。

判決によると、「直属の取締役は、過労死の危険性を容易に認識できたにもかかわらず、『他の従業員に代わってもらうよう声がけする』等のほか、業務量を減らす実効性ある措置を講じていなかった」と述べ、重過失があったと認定しました。

一方、本社常駐の社長・会長については、遠隔地にある支社の増員検討等には一定の時間が必要であったとし、賠償責任を否定しました。

### 中小企業への適用スタート

## 同一労働同一賃金を実現するための改正 中小企業にも適用

令和3年4月1日より、中小企業に対し改正パートタイム・有期契約労働法の適用が開始されます。

パート社員と正社員とでの賃金格差について、明確な説明義務が課されました。次月号に少し詳しく解説しようと思いますが、なかなか複雑で抽象的な法改正です。迷いがある場合は、直接ご連絡下さい。

きりん事務所でも、同一労働同一賃金を念頭に、職務分析や等級制度、評価制度の大改革を実施しています。

「きりん成長支援システム」は、単純で分かりやすく、**定着できる人事評価システム**として完成しました。今年度のお申し込みは締め切りとさせて頂きましたが、次年度に向けて制度の内容にご興味がある方はご連絡下さい。

◆偉人の名言◆ やったことは、例え失敗しても、20年後には、笑い話にできる。

しかし、やらなかったことは、20年後には、後悔するだけだ。

結果がイマイチだったとしても、全力で取り組んでいたら、「精一杯やったのだから、しかたない」と、すがすがしさが残ると思います。19年間続けている書初めですが、今年は「熟慮断行」と書きました。

「やろう。やった方がいいなあ」と気にかかっていたことを、どれだけ実行出来る年になるか。年末に書初めを見上げて「やっぱり書初めは効果があるなあ」と思える1年にしたいと思います。

今月の名言は、マークトウェイン氏 1876年「トムソーヤの冒険」を発表した大ベストセラー作家でした。